

垂井町新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和2年5月5日

垂井町長 早野 博文

令和2年4月16日、全都道府県に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言と岐阜県が指定された特定警戒都道府県については、実施すべき期間が5月31日まで延長されました。

これを受け、垂井町は、垂井町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、岐阜県からの要請に合わせ、下記事項について、引き続き皆さまにご協力をお願いすることと決定いたしました。

- 1 町民の皆様におかれましては、徹底した外出自粛へのご協力をお願いします。
- 2 事業者の皆様におかれましては、施設の使用制限・停止及び催物の開催の制限・停止へのご協力をお願いします。

なお、垂井町又は町が事務局を有する団体が主催する、イベント・行事は、引き続き5月31日まで中止又は延期とし、施設の利用についても、中止といたします。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

別 添

利用中止施設

NO.	施設名	問合せ先	
1	各地区まちづくりセンター	町まちづくりセンター	22-1019
2	生きがいセンター	健康福祉課	22-7504
3	ふれあいプラザ夢の屋		
4	老人福祉センター		22-7505
5	福社会館	社会福祉協議会	23-3335
6	各保育園・幼稚園・こども園 (一時的保育を含む。)	子育て推進課	22-7507
7	留守家庭児童教室		
8	ことばの教室		
9	いずみの園		
10	子育て支援センター (つくしんぼ・さくらんぼ)		
11	農村婦人の家	産業課	22-7514
12	各小・中学校	学校教育課	22-1153
13	各小・中学校体育館、グラウンド	生涯学習課	22-1154
14	南体育館		
15	北部グラウンド		
16	菁莪記念館		
17	文化会館	文化会館	23-1010
18	タリイピアセンター	タリイピアセンター	23-3746
19	朝倉運動公園	朝倉運動公園管理事務所	23-2333
20	勤労青少年ホーム	NPO 法人 Let' s たるい (指定管理者)	22-0139
21	中央公民館	中央公民館	22-1019